

令和 7 年 3 月 24 日

令和 7 年 第 3 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和7年第3回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和7年3月24日（月曜日）午後1時00分～午後4時02分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 岡田博史（教育長）

2番 岩田圭子

3番 藤宮志津子

4番 鈴木一徳

5番 新庄涼子

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

教育部長 田口茂夫

教育部参事兼
教育指導課長

石田玲奈

教育総務課長
兼学校施設更
新等担当加藤

加藤泰正

新校開設担当
課長

大野祐司

指導担当課長

俵宗次郎

青少年課長

越中洋

生涯学習課長

岩野秀夫

中央公民館長

伊藤智

中央図書館長

浴靖子

6. 書記

庶務係長 長瀬由美子

主事 濱仲あかね

○議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 教育長諸務報告

第 3 第4号報告 事務の臨時代理の承認について

第 4 第5号報告 事務の臨時代理の承認について

第 5 第6号報告 事務の臨時代理の承認について

第 6 第10号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について

第 7 第11号議案 令和7年度東大和市教育委員会の主要施策（案）について

第 8 第12号議案 令和6年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（令和5年度分）報告書（案）について

第 9 第13号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について

第10 第14号議案 令和7年度東大和市学校給食事業計画（案）及び令和7年度東大和市学校給食会計予算（案）について

第11 第15号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について

第12 第16号議案 令和7年度東大和市学校運営協議会委員の任命について

第13 第17号議案 第三次東大和市特別支援教育推進計画（一部改訂版（案））について

第14 第18号議案 東大和市体育施設等に関する条例第7条第2項の規定に基づき指定管理者が教育委員会の承認を得て定める体育施設等の利用料金の額について

第15 第19号議案 東大和市立公民館講師派遣要綱を廃止する要綱

第16 第20号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

第17 その他報告事項 (1) 東大和市教育委員会が所管する単年度要綱について
(2) 東大和市立小学校移動教室実施要項について
(3) デジタル利活用支援員配置要綱について
(4) 東大和市校務ネットワークシステム及びGIGAスクールネットワークシステムに係る構築等業務委託先

交渉権者選定委員会設置要綱について

- (5) 令和7年度小・中学校入学式告辞について
- (6) 令和7年度教育委員会訪問の日程について
- (7) 子ども支援員派遣事業実施要項について
- (8) 東大和市特別支援教育検討委員会設置要項について
- (9) 東大和市子ども読書活動推進計画連絡会議設置要綱の一部改正について

◎開会の辞

○岡田教育長 それでは、時間になりました。

ただいまから、令和7年第3回東大和市教育委員会定例会を開催します。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○岡田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、藤宮委員にお願いします。

○藤宮委員 分かりました。

◎日程第2 教育長諸務報告

○岡田教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。資料を御覧ください。

2月11日火曜日、東大和市青少年対策第七・九地区委員会主催「碇穂講演会（LGBTダイバーシティ）」に出席しました。

2月12日水曜日、東京都市教育長会定例会に出席しました。

2月13日木曜日、サポートルーム作品展を鑑賞しました。

2月14日金曜日、教育委員会定例会に出席しました。

同日、校長会自主研修会閉講式に出席しました。

2月16日日曜日、知的書評合戦「ビブリオバトル2025」に出席しました。当時は、市内の中学生8人が参加し、本の紹介をしましたが、その表現力がすばらしく、1人の中学生が紹介した本がチャンピオンとして選ばされました。

2月17日月曜日、第4回学校給食センター運営委員会に出席しました。

2月20日木曜日から3月21日金曜日まで、令和7年第1回東大和市議会定例会に出席しました。

2月24日月曜日、東大和市民合唱団「第九を歌う会」第24回演奏会を鑑賞しました。

2月25日火曜日、学校給食センター見学試食会に出席をしました。こちらは、一般市民向けの見学試食会で、初めて行った取組です。大変好評でした。

3月2日日曜日、第44回歩こう会に出席しました。

同日、第20回東大和市文化協会の祭典に出席しました。

同日、プラネタリウム（震災特別番組）の「星よりも、遠くへ」というプログラムを観覧しました。

3月6日木曜日、校長会に出席しました。

同日、東大和市青少年問題協議会に出席しました。青少年問題協議会では、市内の青少年団体、また個人の善行表彰があり、市内の中学生が表彰されています。

3月10日月曜日、厚生文教委員会に出席しました。

3月12日水曜日、立川市にあります藤幼稚園を訪問しました。この藤幼稚園は、子供が本来持っている自ら育つ力を引き出して洗練させるという保育を行っていまして、施設自体も工夫がされた施設でした。例えば、水道の蛇口の下に受けがなく、跳ねないように自分で考えないと使えない施設がありました。その他、わざと雨水が垂れるようにして自分でくえるようにするなど、様々な設備がありとても参考になりました。

3月16日日曜日、東大和市皇水会民謡発表会を観覧しました。

3月18日火曜日、東大和市立第一中学校卒業式に出席しました。

同日、学校給食試食会に出席しました。この学校給食試食会は、市議会議員を対象としたものです。

3月20日木曜日、第35回多摩湖駅伝大会に出席しました。市内小・中学生が大勢参加しており、また、喜多方市の中学生も遠方から参加をしていただき、当日は晴天の下、大盛況で無事終了しました。

教育長諸務報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、御質疑等がありましたら御発言をお願いします。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○岡田教育長 それでは、教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第4号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第3、第4号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。報告の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第4号報告、事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、令和6年度東大和市一般会計補正予算（第6号）であります。一般会計補正予算（第6号）は、令和7年第1回市議会定例会に第20号議案として提出され、2月21日に原案どおり可決されていますが、前回の教育委員会定例会開催時点では、市長との予算の最終調整が終了していませんでした。その結果、市議会に提出する前に教育委員会定例会に付すことができず、令和7年2月17日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会定例会にて御報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

それでは、内容について御説明申し上げます。

補正予算事項別明細書につきまして御説明申し上げます。補正予算書の5ページをお開きください。初めに、第2表、繰越明許費補正であります。1の追加であります。10款教育費、2項小学校費の小学校照明設備更新工事は2億2,632万4,000円、10款教育費、3項中学校費の中学校照明設備更新工事は1億6,159万7,000円となっています。

これらは、第七小学校、第九小学校を除く市内小・中学校13校の照明設備のLED化工事のための経費となっており、令和6年度中に入札契約を完了し、工事は令和7年度を予定しているものであります。

7ページをお開きください。次に、第4表、地方債補正であります。1の追加であります。小学校照明設備更新事業は限度額1億5,080万円、中学校照明設備更新事業は限度額1億770万円となっています。いずれも先ほど説明しました市内小・中学校の照明設備のLED化工事のための起債となっています。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

2の変更でありますが、上から3つ目の蔵敷公民館屋上防水及び外壁等改修事業は5,710万円を4,160万円に、その下の中央図書館空調及び照明設備等更新事業は4,510万円を2,900万円に、その下の郷土博物館非常用発電設備等更新事業は180万円を160万円に、その下の市民体育館空調及び照明設備等更新事業は1億7,650万円を1億7,630万円にそれぞれ改めるものであります。いずれも事業費が確定したことによる減額であります。

29ページをお開きください。歳入につきまして御説明申し上げます。

15款国庫支出金は1,187万2,000円の減額であります。2項国庫補助金は4,372万9,000円の減額であります。7目教育費国庫補助金は1億2,930万円の増額であります。2節小学校費補助金は7,543万7,000円の増額、3節中学校費補助金は

5,386万3,000円の増額ですが、第七小学校と第九小学校を除く小・中学校13校の照明設備のLED化に伴う学校施設環境改善交付金の計上であります。国は、総合経済対策を速やかに執行するため、令和6年度補正予算において、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく取組など、早急な対応が必要な事業に対し補助するとしており、学校施設の脱炭素化と省エネルギー化を推進するものとして国庫補助対象事業の採択を受けたものであります。

31ページをお開きください。第16款都支出金は3,904万1,000円の増額であります。2項都補助金は2,550万9,000円の増額であります。

33ページをお開きください。

8目教育費都補助金は499万2,000円の増額であります。4節社会教育費補助金は172万5,000円の減額ですが、学校行事や天候不良により放課後子ども教室の実施日数が減ったことに伴う放課後子ども教室推進事業費補助金の減額であります。5節保健体育費補助金は671万7,000円の増額でありますが、学校給食費の改定に伴う公立学校給食費負担軽減事業補助金の増額であります。

以上のようにしまして、教育委員会各部署における歳入の補正予算額は、1億3,429万2,000円の増額であります。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。41ページをお開きください。

2款総務費は1億2,106万5,000円の減額であります。1項総務管理費は1億2,139万3,000円の減額であります。

49ページをお開きください。3款民生費は2,293万4,000円の減額であります。

53ページをお開きください。2項児童福祉費は2億2,322万4,000円の増額であります。

55ページをお開きください。6目児童館費は1万2,000円の減額であります。

2のならはし児童館運営費は13万2,000円の増額、3のかみきただい児童館運営費は8万6,000円の増額、4のむこうはら児童館運営費は52万8,000円の増額で、それぞれ必要な備品購入費を計上したものであります。

57ページをお開きください。5のなんがい児童館運営費は107万2,000円の減額であります。南街市民センター空調等更新工事に伴う物品運搬費の契約差金を減額するものであります。6のきよはら児童館運営費は20万6,000円の増額であります。利用者が増加している子育てひろば事業に係る消耗品費の増額であります。

7目学童保育所費、1の学童保育所運営費は2,012万5,000円の減額ですが、実施時期の延期に伴う学童保育所等建設工事基本・実施設計委託料の皆減等であります。

63ページをお開きください。10款教育費は3億8,501万9,000円の増額であります。2項小学校費は2億2,815万8,000円の増額であります。1目学校管理費、2の小学校環境整備事業費は2億2,632万4,000円の増額でありますが、小学校8校の照明設備のLED化に伴う小学校照明設備更新工事費の計上であります。

3目特別支援学級費、1の小学校特別支援学級事業費は183万4,000円の増額であります。令和7年度第三小学校、第九小学校の知的障害固定学級がそれぞれ1学級ずつ増える見込みでありますことから、教室の床改修等工事費の計上及び備品購入費等を増額するものであります。

3項中学校費、1目学校管理費は1億6,274万2,000円の増額であります。1の中学校運営費は114万5,000円の増額でありますが、原油価格高騰等による燃料費の増額であります。2の中学校環境整備事業費は1億6,159万7,000円の増額であります。中学校5校の照明設備のLED化に伴う中学校照明設備更新工事費の計上であります。

65ページをお開きください。4項社会教育費は1,809万3,000円の減額であります。1目社会教育総務費は286万4,000円の減額であります。7の平和事業費は63万2,000円の減額でありますが、平和市民のつどいにおける会場設営委託の契約金額が当初の見込みより減少したことによるものであります。

12の放課後子ども教室推進事業費は223万2,000円の減額であります。学校行事や天候不良により放課後子ども教室の実施日数が減ったことに伴うスタッフへの報償費の減額であります。

2目公民館費、4の蔵敷公民館事業費は1,528万2,000円の減額であります。工事における契約差金による減額であります。

3目図書館費、1の中央図書館管理費は5万3,000円の増額であります。施設修繕料の増額であります。

5項保健体育費は1,221万2,000円の増額であります。1目保健体育総務費、3のスポーツ振興事業費は58万3,000円の減額であります。ふれあい市民運動会実施後の負担金精算により戻入が生じたことによる減額であります。

67ページをお開きください。3目学校給食費、3の学校給食費負担軽減事業費

は1,279万5,000円の増額ですが、学校給食費の改定に伴う学校給食費負担軽減助成金及び食物アレルギー等学校給食費代替費補助金の増額であります。

以上のようにしまして、教育委員会各部署における歳出の補正予算額は3億6,484万5,000円の増額であります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。御質疑があれば御発言をお願いします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 後で気がつくことがありましたら質問をしていただけるとありがたいと思います。では、ここで質疑を終了したいと思います。

では、お諮りします。

第4号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第4 第5報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第4、第5号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。報告の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました、第5号報告、事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和6年度東大和市学校給食会計予算につきまして、学校給食費の改定に伴い、予算の補正が必要となりましたことから、令和7年2月26日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、本定例会において御報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。収入支出予算であります。

収入でありますが、科目1、給食費につきまして、333万9,000円を増額するものであります。これは、令和7年1月から給食費を改定したことに伴い、教職員

や学校給食センター職員の1月から3月までの増額分であります。

続きまして、科目4、市助成金につきまして、1,278万5,000円を増額するものであります。こちらにつきましても、令和7年1月から給食費を改定したことによ伴う児童生徒に対する学校給食費として市からの助成金が増額となることから、その増額分を計上したものであります。

下段の支出であります、科目1、給食食材費につきまして、1,612万4,000円を増額するものであります。

補正予算書の2ページを御覧ください。収入、支出予算事項別明細書についてであります、収入科目1、給食費につきまして333万9,000円を増額し、4、市助成金も1,278万5,000円増額するものであります。市では、令和7年1月から学校給食費を改定しましたが、それに伴い東京都の補助金も増額となるため、令和7年第1回市議会定例会におきまして、学校給食費負担軽減助成金を増額する補正予算案が可決されたことから関連事務を進めるため、本件の措置を取ったものであります。

なお、補正予算書3ページ以降におきましては、学校ごとの内訳などの詳細を記載していますので、後ほど御確認をいただければと思います。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。御質疑がありましたら御発言をお願いします。

1月からの給食費が改定されたため、その分の収入、支出が増えることとなります。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

お諮りします。

第5号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第5 第6号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第5、第6号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議

題に供します。報告の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました、第6号報告、事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、令和7年度東大和市一般会計予算であります。一般会計予算は令和7年第1回市議会定例会に第1号議案として提出され、3月21日に原案どおり可決されていますが、前回の教育委員会定例会開催時点では、市長との予算の最終調整が終了していませんでした。その結果、市議会に提出する前に教育委員会に付すことができず、令和7年2月17日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会定例会にて御報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

それでは、内容について御説明申し上げます。教育部関係予算に係る令和7年度一般会計歳入歳出予算事項別明細書につきまして、主な事項を中心に概要の御説明を申し上げます。

10ページをお開きください。初めに、第2表、債務負担行為であります。中段、第七小学校・第九小学校統合新校建設事業は、期間は令和8年度から令和12年度まで、限度額は58億1,224万円であります。

下から3つ目の印刷機賃借は、期間は令和8年度から令和12年度まで、限度額は1,371万8,000円のうち、1,294万4,000円が教育部に関わるもので、小学校4校、中学校2校で、契約期間満了に伴う印刷機の入替えに伴う経費であります。

その下の電話機賃借は、期間は令和8年度から令和11年度まで、限度額は1,050万円で、既存電話機の契約期間満了に伴う小・中学校15校の電話機の入替えに伴う経費であります。

その下の令和7年度に契約する電算システム及び電算機器等に係る賃借は、期間は令和8年度から令和12年度まで、限度額は12億9,583万9,000円のうち、11億6,646万8,000円が教育部に関わるもので、校務ネットワーク及びGIGAスクールネットワークシステム等の賃借並びにGIGAスクール端末の賃借に伴う経費であります。

11ページをお開きください。次に、第3表、地方債補正であります。小学校照明設備更新事業は限度額2億360万円、中学校照明設備更新事業は限度額1億

4,540 万円、中央図書館空調及び照明設備等更新事業は限度額 5,050 万円となっており、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

48 ページをお開きください。ここからは歳入予算につきまして、前年度当初予算との増減比較により御説明申し上げます。

14 款使用料及び手数料は 4 億 9,010 万 3,000 円で、1,294 万 6,000 円の増額であります。1 項使用料は 1 億 2,856 万 7,000 円で、361 万 5,000 円の増額であります。2 目民生使用料は 4,219 万 9,000 円で、42 万 6,000 円の増額であります。2 節児童福祉使用料は 4,215 万 4,000 円で、42 万 6,000 円の増額であります。

50 ページをお開きください。学童保育所育成料は 3,862 万 2,000 円で 42 万 8,000 円の増額、学童保育所延長育成料は 348 万 5,000 円で、2 万 1,000 円の増額であります。いずれも前年度の実績に基づき見込んだものであります。

58 ページをお開きください。15 款国庫支出金は 78 億 3,167 万 2,000 円で、9 億 1,543 万 1,000 円の増額であります。2 項国庫補助金は 5 億 2,360 万 8,000 円で、1 億 1,627 万円の減額であります。

62 ページをお開きください。7 目教育費国庫補助金は 8,362 万 5,000 円で、621 万 9,000 円の減額であります。1 節教育総務費補助金は 323 万 9,000 円で、243 万 2,000 円の減額でありますが、公立学校情報機器整備費補助金の皆減によるものであります。2 節小学校費補助金は 358 万 5,000 円で、389 万 4,000 円の減額であります。教育総務課の防音事業関連維持事業補助金は 204 万 1,000 円で、394 万 9,000 円の減額でありますが、実績等に基づき計上したものであります。

64 ページをお開きください。16 款都支出金は 70 億 5,694 万 5,000 円で、8 億 8,816 万 8,000 円の増額であります。

66 ページをお開きください。2 項都補助金は 43 億 526 万 5,000 円で、6 億 9,199 万 1,000 円の増額であります。

70 ページをお開きください。8 目教育費都補助金は 4 億 2,990 万 5,000 円で、2 億 2,847 万 2,000 円の増額であります。1 節教育総務費補助金は 1 億 6,587 万 6,000 円で、5,274 万 5,000 円の増額であります。主に、教育指導課の下から 4 つ目のエデュケーション・アシスタント配置支援事業補助金及び一番下の公立小・中学校インクルーシブ教育支援員配置補助金の皆増等によるものであります。

72 ページをお開きください。5 節保健体育費補助金は 1 億 8,514 万円で、1 億

7,969万9,000円の増額であります。主に、教育総務課の公立学校給食費負担軽減事業補助金の増額によるものであります。

76ページをお開きください。6目教育費委託金は2,077万7,000円で、422万4,000円の増額であります。1節教育総務費委託金は2,075万7,000円で、422万4,000円の増額であります。主に、教育指導課の中学校の部活動における外部指導員配置支援事業補助金の増額及び一番下の体育健康教育推進校設置事業委託金の計上によるものであります。

106ページをお開きください。次に、歳出予算につきまして御説明申し上げます。説明に当たりましては、新規事業や前年度と比較して増減額が大きい事業を中心に御説明します。

2款総務費は45億82万3,000円で、1,646万1,000円の減額であります。1項総務管理費は34億4,362万3,000円で、2億1,140万円の減額であります。

136ページをお開きください。11目文化振興費、1の市民会館運営費は1億1,633万5,000円で、6,001万8,000円の減額でありますが、主に、市民会館冷温水発生機更新工事実施設計委託料や市民会館高圧受変電設備等更新工事実施設計委託料の皆減等によるものであります。

少し飛びまして332ページをお開きください。10款教育費は42億1,879万8,000円で、6億6,793万6,000円の増額であります。1項教育総務費は12億4,167万8,000円で、2億4,992万8,000円の増額であります。

336ページをお開きください。3目教育指導費は8億9,782万2,000円で、2億2,729万7,000円の増額であります。

342ページをお開きください。8の教育指導管理事務費は4,512万5,000円で、53万3,000円の増額でありますが、通常の学級における児童・生徒の情緒面の安定等を図るため、子ども支援員を配置するもので、子ども支援員謝礼を増額するものであります。

348ページをお開きください。12の国際理解教育推進事業費は5,942万7,000円で、100万5,000円の増額でありますが、主に、小学校英語指導助手派遣手数料の増額や全小学校の5年生が体験型英語学習を行うTOKYO GLOBAL GATEWAY利用料の増額によるものであります。この取組が中学校からのオンライン英会話レッスンにつながるものであります。

350 ページをお開きください。14 の情報教育推進事業費は 3 億 2,473 万 6,000 円で、1 億 6,096 万 3,000 円の増額であります。校務ネットワーク及び GIGA スクールネットワークシステム並びに GIGA スクール端末の賃借料の計上等であります。

352 ページをお開きください。15 の学力・授業力向上推進事業費は 1 億 7,405 万 3,000 円で、5,859 万 9,000 円の増額であります。チームティーチャーや学習支援員等の配置に係る会計年度任用職員報酬の増額及び AI 教材ソフトの全校展開に係る AI 教材ソフト使用料の増額等であります。

354 ページをお開きください。2 項小学校費は 6 億 6,794 万 2,000 円で、1 億 8,577 万 8,000 円の増額であります。1 目学校管理費は 4 億 8,742 万 4,000 円で、2 億 1,651 万 5,000 円の増額であります。1 の小学校運営費は 2 億 4,824 万 4,000 円で、1,053 万円の減額であります。主に、光熱水費の減額によるものであります。

358 ページをお開きください。2 の小学校環境整備事業費は 2 億 3,918 万円で、主に、小学校照明設備更新工事費の計上によるものであります。先ほど第 4 号報告、事務の臨時代理の承認についてで議題となりました。令和 6 年度東大和市一般会計補正予算（第 6 号）において対応済みでありますので、当該経費につきましては、今後、補正予算により減額させていただきたいと考えております。

364 ページをお開きください。5 目学校建設費、2 の第七小学校・第九小学校統合新校建設事業費は 5,789 万 5,000 円で、3,888 万円の減額であります。第七小学校・第九小学校統合新校建設工事費を計上するものであります。3 項中学校費は 4 億 2,650 万 4,000 円で、1 億 6,955 万 3,000 円の増額であります。1 目学校管理費は 3 億 1,988 万 2,000 円で、1 億 6,299 万 7,000 円の増額であります。1 の中学校運営費は 1 億 5,739 万円で、349 万円の増額であります。主に、第二中学校のプール使用料の計上によるものであります。

368 ページをお開きください。2 の中学校環境整備事業費は 1 億 6,249 万 2,000 円で、主に、中学校照明設備更新工事費の計上であります。先ほど、小学校照明設備更新工事費と同様、当該経費につきましては、今後、補正予算により減額させていただきたいと考えています。

374 ページをお開きください。4 項社会教育費は 7 億 1,209 万 5,000 円で、

7,970万1,000円の減額であります。1目社会教育総務費は3億5,806万8,000円で、1,631万7,000円の減額であります。

384ページをお開きください。2目公民館費は5,432万1,000円で、6,496万7,000円の減額であります。

390ページをお開きください。4の蔵敷公民館事業費は932万4,000円で、6,194万2,000円の減額でありますが、主に、蔵敷公民館屋上防水及び外壁等改修工事費並びに高圧受変電設備更新工事費の皆減によるものであります。

394ページをお開きください。3目図書館費は2億5,481万5,000円で、30万2,000円の増額であります。1の中央図書館管理費は2億1,995万8,000円で、34万2,000円の増額でありますが、主に、中央図書館空調及び照明設備等更新工事費の増額と屋上防水改修工事費の皆減によるものであります。

400ページをお開きください。5項保健体育費は9億8,360万6,000円で、1億5,497万1,000円の増額であります。

404ページをお開きください。2目体育施設費、1の体育施設運営費は1億3,305万9,000円で、2億1,890万3,000円の減額でありますが、市民体育館空調及び照明設備等更新工事費や東大和市清原中央公園運動広場管理棟新築工事費の皆減によるものであります。3目学校給食費は7億6,527万6,000円で、3億4,082万7,000円の増額であります。

406ページをお開きください。2の学校給食センター運営費は7億4,095万1,000円で、3億4,360万5,000円の増額でありますが、子育て世帯の負担軽減を図るため、学校給食費の無償化に係る学校給食費助成金等の計上によるものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。御質疑がありましたら御発言をお願いします。

今の説明は来年度一般会計予算の主な部分なので、全ての事業が入ってくるわけではないですが、主要事業等とも、併せて見ていただけるといいかと思いますよろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

お諮りします。

第6号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第6 第10号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について

○岡田教育長 日程第6、第10号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免については人事案件であることから会議を非公開としたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○岡田教育長 賛成者全員、よって会議は非公開とします。さらに、本案の会議録及び会議資料の取扱いにつきましてお諮りします。

本案の会議録及び会議資料につきましても非公開としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、そのように取扱いします。

ここで関係者以外の退場を求めます。

(一部執行部退場)

(この間非公開)

○岡田教育長 ここで会議の非公開を解きます。退場者の入場を認めます。

(一部執行部入場)

◎日程第7 第11号議案 令和7年度東大和市教育委員会の主要施策(案)について

○岡田教育長 日程第7、第11号議案 令和7年度東大和市教育委員会の主要施策

(案)について、本件を議題に供します。議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第11号議案、令和7年度東大和市教育委員会の主要施策（案）についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、令和7年度に東大和市教育委員会の取り組む各施策を取りまとめたものであり、東大和市教育に関する大綱に記載されております基本目標及び施策の方向に沿って策定したものであります。

それでは、内容につきまして、令和7年度特に重点的に取り組む重要施策について御説明申し上げます。資料を御覧ください。

初めに、1点目のGIGAスクール端末等の更新、次期校務ネットワーク及びGIGAスクールネットワークシステムの構築についてであります。1人1台端末を更新し、児童・生徒の確かな学力の育成を図ってまいります。

また、教職員の校務用端末の更新と併せて、これまで校務系とインターネット系の別々のネットワークを統合し、次期校務ネットワークシステムを構築することで、業務の効率化を図り、学校における働き方改革を進めてまいります。

次に、2点目の外国語教育や体験活動の充実につきましては、中学校の「オンライン英会話学習」や小学校第5学年を対象とした「TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS」での英会話学習を引き続き実施してまいります。

また、新たな取組として、集団活動を通して、互いを思いやり、協力し合うなどのよりよい人間関係を形成しようとする姿勢の育成に向けて、市内全小学校第5学年を対象に、群馬県の赤城において「移動教室」を実施します。

次に、3点目の学校給食費無償化の実施、食育の充実等につきましては、子ども・子育て支援施策の推進のため、引き続き東京都の補助金などを活用して学校給食費無償化を進めてまいります。また、食育を研究テーマとした教育課題研究指定校として小学校1校を新たに指定し、この指定校を中心に食育の充実を図るとともに、PTAなど各種団体や一般市民向けを対象とした見学試食会を引き続き実施してまいります。

次に、4点目の第七小学校・第九小学校統合による新校開設につきましては、第七小学校と第九小学校の統合に向けて、安全・安心で教育環境の変化に対応可

能な新しい時代の学校づくり、また地域コミュニティーの核となる魅力ある学校づくりを進めるために、公募型プロポーザルを確実に実施し、基本設計等、計画的に進めてまいります。

次に、5点目の中学校照明設備改修工事の実施につきましては、蛍光灯の生産・輸出入が令和9年12月に終了することを見据えて、LED照明を第七小学校と第九小学校を除いたすべての中学校に整備し、学校施設の脱炭素化と省エネルギー化を推進してまいります。

なお、次ページ以降、東大和市教育に関する大綱に合わせ、各施策の詳細を掲載していますので、後ほど御確認をいただければと思います。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。御質疑がありましたら御発言をお願いします。
新庄委員。

○新庄委員 学校給食費無償化の実施、食育の充実等のところで、教育課題研究指定校で小学校1校を指定とあるのですけれども、こちらはどこの学校か決まっていりますか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 現在の予定では第一小学校を予定しています。

以上です。

○新庄委員 ありがとうございます。

○岡田教育長 何か内容など補足するようなことはありませんか。

俵指導担当課長。

○俵指導担当課長 第一小学校では、特別活動の研究の中で食育を扱っていただく予定です。特別活動では、子供たちが主体となり、食育を充実させるためにどのようなことに取り組めばいいのかという課題を挙げ、検討することを計画しています。例えば残菜率を低下させるためにはどうしたらいいかといったことについて、子供たちが主体的に考え、検討していくという流れで、今、計画をしているところです。

以上になります。

○新庄委員 ありがとうございました。

○岡田教育長 ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

最初のページに取り出したものについて中心的になっていますけれども、このほかにも生涯学習部門、平和、歴史、文化については後ろに詳細が載っています。生涯学習や歴史、文化は前面には出でていないところもありますが、これまでどおりの取組を行うとともにさらに充実を図っていくことについては、その後の資料に載っているということですので、後で御覧いただければと思います。

鈴木委員。

○鈴木委員 七小・九小の学校統合の新校開設というのは予定が遅れているのではないかと思うのですけれども、子供たちや市民からすると、そのような提案が出来てから、いつできるのであろうという気持ちになっていると思うのです。そのような見通しがある程度示していただけるといいかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 現在、プロポーザルで事業者の選定に既に入っています。今月末までに技術提案書の提案が来ることになっており、その後、4月以降になりましたら事業者を選定することになっています。また、プロポーザルの全体的なスケジュールを既に明示はしており、令和9年4月に七小・九小を統合し、令和12年4月から新しい校舎で事業を始めるという段取りになっています。これは、今現在、プロポーザルでのスケジュールですので、今後大きな支障がなく事業者の選定やその後の建設資材等の発注等々がスムーズにいけばそのスケジュールでいきたいと思っています。

以上です。

○鈴木委員 分かりました。

○岡田教育長 一度不調に終わってからもう一度計画を考え直したところでの計画では、今は順調に進んでいるというところかと思っています。

大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 田口部長から御説明させていただいたとおりですけれども、スケジュールについて、令和9年4月学校統合、12年4月、新校舎開校につきましては、七小と九小の保護者の皆様には全員にその内容でお伝えをさせていただいています。

以上です。

○岡田教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

これまでにない、例えば教育指導課の案件でいけば、小学校5年生の移動教室だったり新たな取組も入っているところでありますし、またここには書いていませんが、令和7年度の入学式の日程がずれたりなど、令和7年度は新しいことを行なっていきますので、またその辺りも教育委員の皆様が御覧になっていただきながら、途中でも何か、ここはこうしたほうがいいのではないかというのがあれば、お伝えいただければありがたいと思っているところです。

今の段階での主要施策について、このように考えていますけれども、御質疑はよろしかったですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了したいと思います。

お諮りします。

第11号議案 令和7年度東大和市教育委員会の主要施策（案）について、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第8 第12号議案 令和6年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価
(令和5年度分) 報告書(案)について

○岡田教育長 日程第8、第12号議案 令和6年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価(令和5年度分)報告書(案)について、本件を議題に供します。議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました、第12号議案、令和6年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価(令和5年度分)報告書(案)についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出する

とともに、公表しなければならないと規定されています。

のことから、令和5年度の東大和市教育委員会の基本方針に基づく主要な施策について、取組状況を確認し、その成果を取りまとめ、主要施策の課題や今後の方向性を示すとともに、公募を含む学識経験者からの御意見を頂き、報告書（案）にまとめたものであります。

なお、点検評価の委員会につきましては、例年どおり2回開催しており、1回目は令和7年1月28日火曜日に開催し、東大和市立郷土博物館でプラネタリウム観覧及び会議室での質疑応答を行いました。

第2回目を令和7年3月19日水曜日に開催し、委員の方から御講評を頂いたところであります。

今後の予定につきましては、本日、教育委員会で御承認を賜りました後、教育委員会から市議会へ報告書を提出したいと考えています。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。初めに、全体の構成について御説明申し上げます。表紙の裏の目次を御覧ください。第1章としまして、教育委員会の点検及び評価についてであります。例年同様に、目的と内容を記載しています。

第2章は、東大和市教育委員会の運営状況についてを記載しています。

第3章は、教育委員会の基本方針に基づく令和5年度主要施策の点検及び評価についてを記載しています。

第4章は、有識者の御意見を記載しています。

本来であれば主要施策それぞれの取組状況、今後の方向性について御説明申し上げるところですが、後ほど御確認いただき、有識者より頂いた御意見を中心に御報告させていただきます。

36ページをお開きください。初めに、御意見を頂きました委員の方々について御説明します。令和8年3月31日まで委嘱しています学識経験者の廣嶋憲一郎氏公募委員の外池武嗣氏であります。

まず、廣嶋委員からは、主要施策全体の145事業のうち「十分実施できなかつた」事業及び「実施できなかつた」事業について御意見を頂き、「十分実施できなかつた」事業の中で人材確保によって課題の解消や期待できる事業について、柔軟な実施方法や高齢者の活用などが提案されました。

また、地域や関係機関との密接な連携が必要である事業については、関係機関等と信頼関係を築くことが大切であるとの御意見を頂きました。

令和5年度の施策の中で目を引くものとして、学校教育においては、「AI型教材ソフトの実施」と「オンライン英会話授業の実施」を挙げられ、習熟度に応じた学びの機会を提供し、基礎学力の定着と学習意欲の向上を図ったこと。生徒個々の英語力に合わせた学習を充実させ、英語によるコミュニケーション力の向上を図ったことなどにより、今後の成果を大いに期待するとの評価を頂きました。

さらには、社会教育において「郷土博物館による学校授業の受入れ・講師派遣・出張授業」に対して、市内小中学校はもとより他の自治体等からの依頼にも対応しており、学校教育と社会教育の連携のモデルともいえ、市内にプラネタリウムや変電所があることは市の強みでもあるので、ますますの充実を期待したいとの御意見を頂きました。

続いて、37ページを御覧ください。外池委員からは、特に注目したい施策として、ICTの効果的な活用を挙げられ、多様な学びと問題解決能力を培うとともに、学びを支える教職員を支援していく点、学力の向上につなげている点を評価されました。

また、中学校におけるオンライン英会話授業の実施を挙げられ、これについても高く評価されました。

今日、注目されている探求学習について言及され、問題の設定、解決するための情報収集及び分析を行い、意見交換する過程が個性と創造力、学力の向上に有益であるとの御意見を頂きました。

教育施設の維持管理や計画的な整備については、自然災害を含めてあらゆる危機を予測して、子ども・市民の安全・安心である良好な環境整備を最優先に考えて実施してほしいとの御意見がありました。

コミュニティ・スクールの推進・普及については、地域の有為な人材、民間機関、外部指導者、都立高校や近隣の大学との連携などを活用して、様々な支援を受けて推進してほしいとの御意見がありました。

都や国、世界の人権をも含む教育構想も尊重しながら、市民の理解を得られ、魅力にあふれる郷土、愛着の持てる市として、一層の発展を期待したいとの御意見を頂きました。

これら頂いた御意見を教育委員会として、次年度以降の東大和市の教育行政に活かしてまいりたいと考えています。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。御質疑がありましたら御発言をお願いします。

今回の有識者からの意見については、令和5年度分の教育委員会の事務の点検及び評価について頂いております。今、6年度が終わろうとしている時期なので、振り返ったときに、少し昔のことだと思われるところもあるかもしれません。

概ねいい評価を頂いていると思っておりまして、また、期待をしてくださるということですので、令和7年度においても、また、取組を充実させていかなければいけないと感じたところです。

また、時期的なことにつきまして、令和5年度の評価を頂いているのですが、令和6年度の点検評価については、次の年度に活かしていきたいということもあって、この点検評価をしていただくにあたり、日程を少し改善していきたいというような考えもあります。今、ご意見を頂いて、令和7年度の予算に反映するということはなかなか難しい状況があるものですから、少し日程を前倒しにし、次の予算に反映できるよう改善していきたいと思っています。

よろしいですか。

○岩田委員 1ついいですか。

○岡田教育長 岩田委員。

○岩田委員 この評価委員の方の任期が3年となっていますけれども、現在の方は何年まで任期となりますか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 現在の2人の任期は、令和8年3月31日までの任期で委嘱をさせていただいています。

以上です。

○岩田委員 分かりました。そうしたら7年度の活動なども見比べます。

○岡田教育長 そうですね。ですので、今のこの委員の2人には、今年度の事業についても評価をしていただけるということです。

○岩田委員 分かりました。ありがとうございます。

○岡田教育長 ほかにはよろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

お諮りします。

第12号議案 令和6年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（令和5年度分）報告書（案）について、本件を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第9 第13号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について

○岡田教育長 日程第9、第13号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について、本件を議題に供します。議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました、第13号議案、東大和市立学校学校医の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

現在、委嘱しています学校医の任期が、令和7年3月31日で満了しますことから、新たに令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間の任期で委嘱するものであります。

それでは、内容につきまして、御説明申し上げます。東大和市立学校学校医委嘱者名簿を御覧ください。このたび委嘱する学校医につきましては名簿のとおりであります。内科医は第五小学校の野田絵理氏、第二中学校の竹本安宏氏が新任であり、そのほかの内科医は再任となっています。眼科医、耳鼻科医は全員が再任となっています。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。御質疑がありましたら御発言をお願いします。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了します。

お諮りします。

第13号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について、本件を承認することに御

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

ここで少し時間が長くなっていますので5分間休憩したいと思います。今、2時46分ですので、2時51分ぐらいまで休憩を取りたいと思います。よろしくお願ひします。

<休憩 02:46:21~02:51:13>

○岡田教育長 では、よろしいですか。では、休憩前に引き続き会議を開きます。

**◎日程第10 第14号議案 令和7年度東大和市学校給食事業計画
(案) 及び令和7年度東大和市学校給食
会計予算(案)について**

○岡田教育長 日程第10、第14号議案 令和7年度東大和市学校給食事業計画(案)及び令和7年度東大和市学校給食会計予算(案)について、本件を議題に供します。議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました、第14号議案、令和7年度東大和市学校給食事業計画(案)及び令和7年度東大和市学校給食会計予算(案)についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

このたび令和7年2月17日付で、東大和市学校給食センター運営委員会から答申がありましたことから、答申内容を踏まえ、令和7年度の学校給食事業計画(案)及び学校給食会計予算(案)の御承認を求めるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。資料を御覧ください。答申の内容につきましては、令和7年2月17日付大教教教発第122号により、貴委員会から諮問のあった標記の件について、令和7年2月17日に令和6年度第4回東大和市学校給食センター運営委員会を開催し審議した結果に基づき、諮問内容のとおりとする旨、答申をしますとの内容であります。

この答申を受け、令和7年第1回東大和市教育委員会において御審議いただきました諮問内容のとおり、令和7年度の学校給食事業計画案及び学校給食改定予算(案)としています。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。御質疑がありましたら御発言をお願いします。

以前も一度御覧になつていただいているかと思いますが、学校給食センター運営委員会でこのとおりで大丈夫ですという話ですが、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了します。

お諮りします。

第14号議案 令和7年度東大和市学校給食事業計画（案）及び令和7年度東大和市学校給食会計予算（案）について、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第11 第15号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の解囁について

○岡田教育長 日程第11、第15号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の解囁について、本件を議題に供します。議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました、第15号議案、東大和市学校給食センター運営委員会委員の解囁についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、令和7年第2回教育委員会定例会において承認いただきました東大和市学校給食センター運営委員会委員の構成を見直したことによる東大和市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の施行に合わせ、令和7年度学校給食センター運営委員会委員とならない委員につきまして解囁するものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。資料を御覧ください。令和7年度の東大和市学校給食センター運営委員会委員については、令和7年2月17日に開催されました令和6年度第4回東大和市学校給食センター運営委員会におきまして、学校から、第二小学校、第三小学校、第一中学校の学校長及びPTA会

長または保護者代表とすることが承認されています。令和7年度委員とならない学校長、PTA会長、その他教育委員会が認める者の委員については、任期の定めがなかったことから解嘱の手続が必要となるものであります。

解嘱日につきましては、改正後の東大和市学校給食センター運営委員会規則附則第3項に基づき、令和7年3月31日とするものであります。また、学校医については任期の途中ではありますが、2人のうち1人から令和7年3月31日をもって学校医の職の辞任する意向が示されていることから、本定例会において解嘱の決議を図るものであります。

なお、学校医からの選出につきましては、規則改正によりまして1人の選出となりますことから、後任の委嘱の必要はないものであります。

御提案しました解嘱となる委員の氏名等につきましては、お手元の解嘱者名簿のとおりであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。御質疑がありましたら御発言をお願いします。

こちらもよろしいですか。

この間、センターの運営委員会委員の人数を減らすという話、ここに載ってない人は引き続き委員をするという形になっています。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了します。

お諮りします。

第15号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第12 第16号議案 令和7年度東大和市学校運営協議会委員の任命について

○岡田教育長 日程第12、第16号議案 令和7年度東大和市学校運営協議会委員の任命について、本件を議題に供します。議案の説明をお願いします。

石田教育部参事。

○石田教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました、第 16 号議案、令和 7 年度東大和市学校運営協議会委員の任命につきまして、御説明を申し上げます。

東大和市学校運営協議会規則第 9 条により、協議会の委員は協議会を設置する学校長の推薦に基づき教育委員会が任命することになっています。

また、任期は 1 年とし、再任を妨げないこととしています。

それでは、内容につきまして議案資料にて御説明させていただきます。資料を御覧ください。

任命する委員につきましては、全小中学校 15 校の各学校長から、令和 7 年度学校運営協議会委員に推薦がありました 168 名であります。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○岡田教育長 説明が終わりました。御質疑がありましたら御発言をお願いします。

学校運営協議会委員は 1 人の方が掛け持ちして大丈夫なのですか。既に、小学校で任命されている場合、中学校でも任命されることが可能で、大丈夫なのですか。

石田教育部参事。

○石田教育部参事兼教育指導課長 可能であるとなっています。

○岡田教育長 ありがとうございます。

新庄委員。

○新庄委員 東大和市第六小学校の委員さんのところで、3 名の主幹教諭の先生方の名前があるのですけれども、教職員が出ることもあるのですか。

○岡田教育長 石田教育部参事。

○石田教育部参事兼教育指導課長 学校によりますけれども、校長が必要とする学校の教職員が委員になっている学校もあります。ただ、委員になっていない学校でも、学校運営協議会に学校の職員として出席して必要な質問等に答えたり協議に参加したりということはあると認識しています。

以上です。

○新庄委員 ありがとうございます。

○岡田教育長 藤宮委員。

○藤宮委員 第十小学校は副校長先生が入っていないで一般の方はすごい人数です。どのような構成が一番なのでしょうか。学校運営が円滑に行われる構成員のパタ

ーンなどはあるのですか。このように差があつて驚きました。

○岡田教育長 石田教育部参事。

○石田教育部参事兼教育指導課長 学校によって委員に推薦される人数は様々ではありますが、校長が必要とする教員だけではなく、地域の方であつたり、学識経験者であつたり、保護者代表であつたり、多様な意見を学校経営に取り入れるという意味での委員の推薦と捉えていますので、たとえ人数が少なかつたとしても学校経営に多様な意見が取り入れられるという想定の下での校長の考えによるものであると捉えています。

○藤宮委員 分かりました。

○岡田教育長 ほかにはいかがですか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

お諮りします。

第16号議案 令和7年度東大和市学校運営協議会委員の任命について、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

**◎日程第13 第17号議案 第三次東大和市特別支援教育推進計画
(一部改訂版(案))について**

○岡田教育長 日程第13、第17号議案 第三次東大和市特別支援教育推進計画(一部改訂版(案))について、本件を議題に供します。議案の説明をお願いします。
石田教育部参事。

○石田教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました、第17号議案、第三次東大和市特別支援教育推進計画(一部改訂版(案))につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本年度が、第三次東大和市特別支援教育推進計画、令和4年度から令和8年度の中間年度に当たることから、施策ごとの取組状況の実績を検証し、計画策定時の目標と実績値の比較や国等の特別支援教育に関する動向等を踏まえ、計画内容

の見直しを行ったものであります。

令和7年1月6日から2月4日までパブリックコメントを実施し、また市内小中学校や地域の特別支援学校への意見聴取も踏まえて進めてまいりました。このたび一部改訂版（案）がまとまりましたことから、提案し御審議いただくものであります。

内容につきましてはお手元の一部改訂版（案）に沿って、主な変更点等について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。I、中間年度における見直し実施の目的についてです。東大和市では、国の法令及び東京都の実施計画や通知等に基づきこれまで実践してきた特別支援について整理し、教育委員会が目指している方向性を体系的に理解するとともに、市民の皆様と共有することを目的に計画を策定しており、計画策定時の目標と実績、市を取り巻く特別支援教育の動向等を踏まえ、内容の見直しを行い計画の一部を改訂します。

12ページから14ページをお開きください。令和4年度から令和6年度までの4月時点における市内小中学校の特別支援教室、通級指導学級、特別支援学級、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒数について記載しています。

24、25ページをお開きください。主な取組における令和4年度及び令和5年度の実施状況に係る評価を記載しています。評価の3については、主な取組における取組状況が「達成・順調」であるもの。2については、「一部達成・おおむね順調」であるもの。1については、「未達成・取組がない」ものとなっています。

26ページをお開きください。実施状況や国や都の特別支援教育に係る動向等を踏まえ、主な取組における令和8年度の目標の修正等を行う項目を示しています。

27ページから36ページをお開きください。取組項目ごとの令和4年度及び令和5年度における具体的な実施状況を記載しています。

37ページをお開きください。計画の実施と評価についてです。当該計画は毎年度ごとの取組状況について、学校や府内の関係部署に調査を実施することにより、進行管理や評価を行います。

57ページから59ページをお開きください。用語解説を記載しており、一部改訂版（案）では、市を取り巻く特別支援教育の状況等を踏まえ、インクルーシブ教育システム、ウェルビーイング、校内委員会、マルチメディアデイジーチューブ等

の用語を追記しています。

62 ページをお開きください。当該計画の一部改訂版の策定に至るまでの経過についてまとめたものです。一部改訂版（案）の主な変更点等については以上となり、内容につきましては、1月に委員の皆様への御説明や市民の方などを対象にしたパブリックコメントを実施しましたが、特段、御意見はありませんでした。

説明については以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。御質疑がありましたら御発言をお願いします。

何かありますか。よろしいですか。今、中間の見直しをして、御意見等が特段なかったことからまた取組を進めていくことだと思うのですけれども、次年度においてはこの第三次の推進計画の中に小学校の情緒固定学級の設置について検討を進めていくことが入っており、議会等でも触れられているのできちんと検討を進めていくということになっています。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

お諮りします。

第17号議案 第三次東大和市特別支援教育推進計画（一部改訂版（案））について、本件を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第14 第18号議案 東大和市体育施設等に関する条例第7条第2項の規定に基づき指定管理者が教育委員会の承認を得て定める体育施設等の利用料金の額について

○岡田教育長 日程第14、第18号議案 東大和市体育施設等に関する条例第7条第2項の規定に基づき指定管理者が教育委員会の承認を得て定める体育施設等の利用料金の額について、本件を議題に供します。議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました、第18号議案、東大和市体育施設等に

関する条例第7条第2項の規定に基づき指定管理者が教育委員会の承認を得て定める体育施設等の利用料金の額についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

東大和市体育施設等に関する条例第7条第2項では、指定管理者の収入となる利用料金の額については、同条例別表第5に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとされています。

のことから、東大和市体育施設等における令和7年度からの次期指定管理者である東大和市かがやきプロジェクトから、体育施設等の利用料金の額についての承認依頼が議案資料のとおりありましたことから、御提案を申し上げるものであります。

内容としましては、東大和市体育施設等利用料金の額につきまして、利用料変更による利用者間の混乱を招かないこと、利用料変更に伴う券売機等の仕様変更による引継ぎ業務を軽減すること、また利用者へのサービス内容の低下を招かないことの3点を理由として、東大和市体育施設等に関する条例別表第5に定める額と同額にしたいとのことであります。

のことから、議案資料にあります利用料金の額となり、現行の体育施設等の利用料金と同額とするものとして承認をお願いするものであります。

以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。御質疑がありましたらお願ひします。

指定管理者が今度は変わっていきますが、これまでと同額でということです。よろしいですか。特段、御質問はありませんか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

お諮りします。

第18号議案 東大和市体育施設等に関する条例第7条第2項の規定に基づき指定管理者が教育委員会の承認を得て定める体育施設等の利用料金の額について、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第15 第19号議案 東大和市立公民館講師派遣要綱を廃止する要綱

○岡田教育長　日程第15、第19号議案　東大和市立公民館講師派遣要綱を廃止する要綱、本件を議題に供します。議案説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長　ただいま議題となりました、第19号議案、東大和市立公民館講師派遣要綱を廃止する要綱につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本要項は社会教育法第3条の規定に基づき、東大和市立公民館が自主的に学習活動を行っているグループに対し講師を派遣し、もって社会教育事業の推進を図ることを目的として定めています。

令和7年4月1日に予定しています組織改正において、生涯学習課に中央公民館の業務が移行されます。

現在の生涯学習課には、豊富な経験と優れた知識、技術を持つ指導者を登録し、その情報を提供することにより、市民一人一人の多様な学習活動を支援する東大和市生涯学習人材バンク制度があります。このことから、類似した制度を整理するため、また本要綱による講師派遣について長期にわたり実績がないことを鑑みて本要綱を廃止するものであります。

最後に附則ですが、要綱の施行日を令和7年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長　説明が終わりました。御質疑がありましたら御発言をお願いします。

もし分かっていいですか。もしくは、しばらく講師派遣は要請がなかったという話ですが、あったのは相当昔ですか。もし、あった場合、どのような講師の方がいらしていたか分かりますか。もし分からなければ全然問題ないのですが、すごく特別な講師であったりはしませんでしたか。

伊藤中央公民館長。

○伊藤中央公民館長　講師派遣の内容までは分からぬのですが、この要綱を見て過去を遡ってみました。平成4年辺には実績がありました。それ以後はなかつ

たというのが正直なところです。また、年数を重ねて予算の計上もしていないところが実態としてありました。今、部長から説明がありましたように、生涯学習課の人材バンク制度もあるので、そちらの活用を促すことも含めてこの要綱を廃止したいと考えております。この要綱自体ができたのは昭和 52 年です。そこからスタートしているような要綱で、こちらのほうが何かしらの状況で残っていたのかと思われます。

今の要綱上ですと、講師が 1 回限度額として 1 万 8,000 円以内ということなのでそれ相当の方は呼べたのかと想定できるのですが、実態は申込みの状況もあつたりなかつたり、この平成 4 年ですと 30 年くらい申込がなかったという状況ではありました。

以上です。

○岡田教育長 ありがとうございました。30 年以上誰も使わされていなかったことです。

御質疑はよろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

お諮りします。

第19号議案 東大和市立公民館講師派遣要綱を廃止する要綱、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第 16 第 20 号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

○岡田教育長 日程第 16、第 20 号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則、本件を議題に供します。議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました、第 20 号議案、刑法等の一部を改正す

る法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が令和7年6月1日に施行されることに伴い、刑の種類である懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑の創設等が行われることから、関連する文言を規定する2つの規則を一括で改正するものであります。

それでは、規則の一部改正の内容につきまして、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

今回改正する規則は、東大和市立図書館条例施行規則及び東大和市民会館条例施行規則であります。東大和市立図書館条例施行規則におきましては、第14条第3号イ、東大和市民会館条例施行規則におきましては、第19条第3号イにそれぞれ規定されている「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。いずれも指定管理者に関する条文のうち、指定管理者に不適当な法人等を規定する条文の役員またはこれに準すべき者の欠格要件を規定する箇所であります。

附則としまして、第1項は施行日を刑法等の一部を改正する法律などの施行に合わせて令和7年6月1日から施行するものであります。

第2項は過去に資格に関する規定を含む規則の改廃を行った際に設けた経過措置の規定を適用する場合に、今回の法改正に伴ってその資格に関する規定の適用に影響が生じないようにするため、所要の経過措置を設けるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。御質疑がありましたらお願ひします。

こちらは法の改正に伴った文言の部分改正です。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

お諮りします。

第20号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第17 その他報告事項

○岡田教育長 日程第17、その他報告事項を行います。

報告事項（1）東大和市教育委員会が所管する単年度要綱について、本件の報告をお願いします。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長兼学校施設更新等担当課長 それでは、報告事項の（1）東大和市教育委員会が所管する単年度要綱について、御説明を申し上げます。資料を御覧ください。

こちらに記載していますのは、教育委員会が所管する各事業の事務手続等を定めました単年度の要綱となっています。これらの各要綱につきまして、これまで令和6年度と記載されている箇所を令和7年度に年度を改めるものであります。

また、コロナ禍で年度以外に変更があるものにつきまして、その概要をそれぞれこの後、御説明します。

初めに、項番の2、令和7年度東大和市学校給食費負担軽減助成金交付要綱です。こちらにつきましては、本要綱の別表にある学校給食費の金額を令和7年1月からの改定後の額に変更するものです。

続きまして、項番の6、令和7年度東大和市スクール・サポート・スタッフ設置要綱です。こちらにつきましては、勤務様態の文言修正です。令和6年度におきましては、勤務時間を1週間について30時間以内かつ1校当たり年間1,266時間以内としていたものを令和7年度は、1週間について1校当たり30時間以内かつ東京都から交付される補助金交付額を基準とした配置時間数を超えない範囲内に変更するものです。

続きまして、項番の10、令和7年度校内別室指導支援員配置事業実施要綱です。こちらにつきましては、募集の資格要件を変更するものです。令和6年度におきましては、小学校教諭1種、2種、全科免許状及び中学校教諭1種、2種免許状を有する者とありましたが、支援員候補者の確保の観点から資格の項目を削除するものです。

続きまして、項番の11、令和7年度エデュケーション・アシスタント配置事業

実施要綱です。こちらにつきましては、勤務様態の文言修正です。令和6年度は勤務日数を年間160日と定めていたものを年間192日と変更し、さらに校長は教育委員会に協議を行った上、勤務時間及び勤務日数を別に定めることができると定めるものです。

続きまして、項番12、令和7年度東大和市民間学童保育所運営費補助金交付要綱です。こちらにつきましては、学童クラブにおける昼食提供支援事業の削除です。この削除は補助の対象が初年度のみということで、2年目以降は補助対象外になることにより削除を行います。また、非常勤職員の人事費に対する補助額、また、加配職員配置の加算額及び延長保育実施の加算額の変更を行うものです。これら人事費に係る変更につきましては、非正規雇用職員の最低賃金の上昇によるものです。

続きまして、項番13、令和7年度東大和市放課後児童支援員等待遇改善事業補助金交付要綱です。こちらにつきましては、交付額の増額に伴いまして、補助金の交付決定者を教育長から市長に変更するものです。こちらは交付額の増額に伴いまして決裁区分を変更するものとなります。

最後に、項番14番、令和7年度東大和市社会教育関係団体連合体補助金交付要綱です。こちらにつきましては、補助対象団体としています別表第1から東大和市公立小中学校PTA連合協議会を削除するものです。こちらは来年、令和7年度東大和市公立小中学校PTA連合協議会が解散することによるものです。

説明は以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。御質疑がありましたらお願ひします。

改正内容について年度のみの修正以外のところを、今、御説明いただきましたけれども、説明だけなので少し分かりにくいところがあったかもしれません、いかがですか。よろしいですか。

単年度の要綱がこれだけありますけれども、改正する部分があるということでした。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了します。

報告事項（2）東大和市立小学校移動教室実施要項について、本件の報告をお願いします。

俵指導担当課長。

○俵指導担当課長 それでは、報告事項の（2）東大和市立小学校移動教室実施要項について、御説明させていただきます。

東大和市立小学校移動教室実施要項については、令和7年度から小学校第5学年における赤城での移動教室を実施することに伴って実施要項を改正するものです。

それでは、配付しました資料、その他報告の（2）新旧対照表を基に御説明をさせていただきます。

2枚おめくりいただきてそこから御覧ください。それでは、まず初めに、1ページ目、第3条において、第5、第6学年の全校生徒を対象とするように変更をしています。

続きまして、2ページ目、第5条第2号について、第5学年の実施場所等を整理して示しています。

続いて、3ページ目、第11条等においては、実地踏査について整理をしています。

続いて、4ページ目、第13条において、課名を整理しています。また、附則としまして、要項の施行日を令和7年4月1日とするものであります。

説明は以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。御質疑がありましたらお願ひします。

まず、聞いてもいいですか。実地踏査のところでは特に市教委が実施するということについては触れられていないのですが、学校は市教委が実施する実地踏査として認識をすることですか。

俵指導担当課長。

○俵指導担当課長 実地踏査につきましては、今年度は教育委員会で日光及び赤城に関して実地踏査を行いました。次年度以降の実地踏査につきましては、また改めて在り方を検証しながら、教育委員会で行っていく形か学校ごとにやっていただく形かということは検討していくということになります。

以上です。

○岡田教育長 ということは、実施要項をこう作っておいて、次年度の実地踏査については改めて実地踏査の在り方について伝える。さらに、次の年については、

まだ分からぬという状況だということですね。

俵指導担当課長。

○俵指導担当課長 ここで市が実施するという文言を削除させていただいたのは実地踏査については、教育委員会内で決定事項だけとして実施していくことはせずにやっていく方針でいます。今年度については実際には教育委員会の主催で実地踏査を行いますが、次年度以降はここには規定していないのですが、教育委員会内で在り方を検討してやっていくということになります。

○岡田教育長 ありがとうございます。分かりました。

ほかはいかがですか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

続きまして、報告事項（3）デジタル利活用支援員配置要綱について、本件の報告をお願いします。

俵指導担当課長。

○俵指導担当課長 その他報告（3）デジタル利活用支援員配置要綱について、御説明申し上げます。

本要綱については、学校のデジタル利活用等を支援するデジタル利活用支援員の配置について、要綱の文言を整理するものです。

それでは、配付しました資料を2枚おめくりいただいたところに新旧対照表がありますので、そちらを基に御説明させていただきます。

2ページ目、第8条、「解嘱」の規定について文言を整理しています。

続きまして、3ページ、第10条ですが、「勤務様態」の規定で、デジタル利活用支援員の勤務の時間数と勤務日数を整理したものであります。

また、附則としまして、要綱の施行日を令和7年4月1日とするものです。

説明は以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。御質疑がありましたらお願いします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了します。

続きまして、報告事項（4）東大和市校務ネットワークシステム及びGIGAスク

ールネットワークシステムに係る構築等業務委託先交渉権者選定委員会設置要綱について、本件の御報告をお願いします。

俵指導担当課長。

○俵指導担当課長 それでは、その他報告（4）東大和市校務ネットワークシステム及びGIGAスクールネットワークシステムに係る構築等業務委託先交渉権者選定委員会設置要綱について、御説明します。

本要綱についてでありますと、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者の選定に当たり、公平性及び透明性を確保するために選定事務の再検討を行い、スケジュールを変更したことに伴うものです。

配付しました資料を2枚おめくりいただいたところの新旧対照表を基に御説明をさせていただきます。

2ページ目です。附則の第2項において、効力を失う期日を、優先交渉権者の決定までと改正をするものです。

説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。御質疑がありましたらお願いします。

日程の変更があったので、まだ実は交渉権者は決まっていません。決定をもって効力を失うということで、3月31日限りとなります。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○岡田教育長 質疑を終了します。

報告事項（5）令和7年度小・中学校入学式告辞について、本件の報告をお願いします。

俵指導担当課長。

○俵指導担当課長 その他報告（5）令和7年度小・中学校入学式告辞について、御説明します。

告辞については、中学校では令和7年4月8日、小学校では4月9日に実施する入学式の告辞です。配付しました資料では、告辞文を小学校、中学校共に載せていますので御覧いただければと思います。

小学校では、元気な挨拶、中学校では、心を込めた挨拶と自分たちがよりよい学校をつくっていくということを中心とした内容となっています。事前にお配り

もさせていただきましたが、本日、委員の皆様には再度御確認をいただきまして、御意見がありましたらお伺いさせていただき、この修正については、後日、教育長の決裁をもって修正をさせていただいて、確定させていただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

私からは以上です。よろしくお願ひします。

○岡田教育長 報告が終わりました。入学式の告辞なので、文章が長くはないと思いますが。

○藤宮委員 「しち」と「なな」のルビがありません。

○岡田教育長 内容的にはいかがですか。

俵指導担当課長、大きく昨年度と変わったところなどはありますか。

俵指導担当課長。

○俵指導担当課長 入学式の告辞については卒業式の告辞とは異なりまして、例年、内容としては変わってはいません。検討をしたところでは、この挨拶文は汎用的な内容であります。引き続き教育委員会として、小学校1年生、中学校1年生が大切にしてほしいというところをこれからも引き継いでいく内容になります。

以上です。

○岡田教育長 ありがとうございます。ということです。

鈴木委員。

○鈴木委員 細かいことで、文言ですが、中学校の2枚目、1行目ですが、「不可欠」これは言葉で聞くとわかりにくいのではないかと思うので、仮に「必要です」ぐらいで大丈夫かと思うのですが、どうでしょうか。

○岡田教育長 俵指導担当課長。

○俵指導担当課長 ありがとうございます。「不可欠です」という読み方として分かりにくさもあるかと思いますので、委員会がまたほかの部分も合わせてうまくつながるように、違う文言を検討して確認していきたいと思います。

以上です。

○岡田教育長 では、少しその部分を一度検討したいと思います。

ほかはいかがですか。

新庄委員。

○新庄委員 私1人の意見かもしれないのですけれども、中学校のほうで1枚目の

挨拶が終わって、「さて、新入生の皆さんには」というところからの文章ですが、最初に「社会の一員」や「進んで地域社会の発展に努めてほしい」が来ることが、中学校生活がこれから始まるという子供たちにとって、少し違和感があるのではないかと思いました。社会の一員というか、学校社会がこれから始まるというときに、社会や地域社会というのは中学校1年生には少し違和感があるのではないかと感じました。

○岡田教育長 いかがでしょうか。ほかの委員の皆さん、御意見頂けますか。

○新庄委員 社会の一員というか学校の一員となるので。

○岡田教育長 まだ、スタートに立っているというところですよね。

○新庄委員 中学校の生徒の一員として自覚を持って学校を愛し、この第一中学校の発展に努めてほしいのほうが、私はまだ違和感がないかと思いました。それはむしろもう少し年齢の上の例えば新入社員や大学生などかと。まだ義務教育の中学校1年生にはいきなり「社会の一員」、「地域社会の発展」を最初にもってくるのは、私は少し違和感がありました。

○岡田教育長 どうでしょうか。ほかの委員の皆さんはそこの辺りは、藤宮委員、うなずいていましたけれども、いかがですか。

○藤宮委員 今おっしゃった「新入生の皆さんには」「努めてほしいと願っています」というのをその3行を後ろにもっていけばいいのではないか。「第三」の後ろ辺りに。

○岡田教育長 場所の問題であったということですか。

○新庄委員 最初に伝える第一のことではないような感じがするので、最後にもつてくるというのもとてもいい案だと思います。

○岡田教育長 岩田委員はいかがですか。

○岩田委員 難しい。

○岡田教育長 難しいです。

○岩田委員 新庄委員の言っていることも分かりますし、藤宮委員の御提案もそれはそれでまとまるのかと思います。

○岡田教育長 鈴木委員、いかがですか。

○鈴木委員 難しいです。

○岡田教育長 難しいです。確かに希望や期待を胸に膨らまして、中学校1年生と

同じように新しい環境の中に入っていく中で、いきなり地域社会ということよりもまずは学校の中でという感じという御意見だったと思います。確かにそのとおりかもしれませんと感じました。

俵指導担当課長。

○俵指導担当課長 御意見どうもありがとうございます。その入り口の部分では、やはり地域の発展というところまで願いとしては、こちらとしては思っており、挨拶も地域の方、また学校自身も地域に開かれたというところも含めて最初につくっていくという思いとして最初に載せました。御意見を頂いたところだと、学校生活というところを社会の一員の一つとして、学校の一員として入り口の文言を整理し、最後のところで発展的に、また地域に貢献していくような人になってほしいというところを最後にメッセージとさせていただいて、まとまりのある文書とさせていただければと思います。よろしくお願ひします。

○新庄委員 ありがとうございました。

○岡田教育長 よろしいですか。

では、そのほかのところではいかがですか。よろしいですか。

では、もし、万が一何かありましたら、教育指導課のほうに御連絡いただければと思います。そのほか軽微なところについては私の方に任せて、御了承いただければと思います。よろしいですか。

では、質疑を終了します。

続きまして、報告事項（6）令和7年度教育委員会訪問日程について、本件の報告をお願いします。

俵指導担当課長。

○俵指導担当課長 その他報告（6）令和7年度教育委員会訪問の日程について、御説明を申し上げます。

日程についてであります、資料その他報告（6）の日程で学校を訪問し、学校経営方針等の管理職からの聞き取り、授業観察、給食を実施します。

訪問する学校につきましては、令和6年度に教育委員会訪問を実施していない学校が対象となります。また、令和7年度は授業観察をこれまで1単位時間分を2単位時間分にしまして、給食を同席するように計画をしています。这样的ことを踏まえまして日程をお示ししたものです。

説明は以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。何か御質疑等がありましたらお願ひします。

今回変わったところは、授業を昨年度と比べかなり長く見ることができることです。以前は1時間だけだったので短時間でしたけれども、少し時間を持って授業を見るということと、後は給食の時間があります。以前は給食の時間にもお邪魔して、各委員の方々がクラスに入って一緒に給食を召し上がっていたのですが、今回も食育の充実ということもあって給食の時間も入っていただくこととしました。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了します。

続きまして、報告事項（7）子ども支援員派遣事業実施要項について、本件の報告をお願いします。

石田教育部参事。

○石田教育部参事兼教育指導課長 その他報告（7）子ども支援員派遣事業実施要項について、御説明します。資料7を御覧ください。

本件は子ども支援員派遣事業実施要項の中の3の（2）支援員の活動時間につきまして、4時間または6時間から原則6時間に改正を行うものであります。

子ども支援員派遣事業は、在席学級において特別な教育的支援を必要とする児童の情緒面の安定及び学校生活または集団生活への適応等を図ることを目的としており、当該事業に係るニーズが増加していることから、令和4年度から東京都の補助を活用し、事業を実施しています。

活動内容に関する派遣回数や派遣時間につきましては、人材的、財政的などの観点や在席児童の見込数等を考慮した上で段階的に拡充を図ってまいりました。このたび令和7年度から、市内全小学校における授業内容の統一化が図られましたことから、一部改正を行うものであります。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○岡田教育長 報告が終わりました。御質疑がありましたらお願ひします。

内容的には活動時間を原則6時間と決めたということです。

特段よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

報告事項（8）東大和市特別支援教育検討委員会設置要項についての御報告をお願いします。

石田教育部参事、お願いします。

○石田教育部参事兼教育指導課長 その他報告（8）東大和市特別支援教育検討委員会設置要項について、御説明します。資料8を御覧ください。

このたび東大和市特別支援教育検討委員会設置要項の中の3、「委員構成」を「組織及び委員」に改め、専門的見地から助言を行うものとしてアドバイザーを置くことができることを新たに追加しました。

令和7年度から第三次東大和市特別支援教育推進計画に基づき、小学校における自閉症、情緒障害特別支援学級の設置について、その教育的ニーズを踏まえ、設置に向けた検討を予定しており、検討に際しましては、東大和市特別支援教育検討委員会における検討を予定しています。

検討に当たり専門的見地からの助言が必要と考えられることから、助言を行う者としてアドバイザーを置くことができる規定を新たに追加する一部改正を行いました。

説明は以上です、よろしくお願いします。

○岡田教育長 報告が終わりました。御質疑がありましたらお願いします。

石田参事、今回は小学校の情緒固定の固定学級を設置するに当たって、アドバイザーとして入る方について、想定されるアドバイザーはどのような方になるか何となくイメージはありますか。

石田教育部参事。

○石田教育部参事兼教育指導課長 現在想定していますのは、特別支援教育を専門とする大学の教授の方を想定しています。特別支援教育に長けた方でもありますし、特別支援学級の設置等にも詳しい方を想定してお願いをする予定でいます。以上です。

○岡田教育長 ありがとうございます。専門的な見地からアドバイザーとして大学のそのような専門的な教授のような方が入る可能性があるということで、枠をアドバイザーとして入れるということでした。

ほかはよろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了します。

では、続きまして、報告事項（9）東大和市子ども読書活動推進計画連絡会議設置要綱の一部改正について、本件の報告をお願いします。

浴中央図書館長。

○浴中央図書館長 それでは、資料の9を御覧ください。東大和市子ども読書活動推進計画連絡会議設置要綱の一部改正ですが、こちらの連絡会議につきましては、第1条に目的を記載していますけれども、子ども読書活動推進計画に基づく施策を円滑に推進するために設置しています。

第3条に、「組織」について、「別表に掲げる者をもって充てる」とあります。資料2枚目にこの別表がありますけれども、こちらの委員構成につきまして、令和7年4月1日の組織改正に伴い事務局の名前等を変更するものです。

附則としまして、この要綱は令和7年4月1日から施行するとしています。

こちらは教育委員会定例会資料作成の段階では教育長決裁が完了していませんでしたので、お配りした資料には決裁日は空欄になっていますが、3月11日に御決裁いただいています。

報告は以上です。よろしくお願いします。

○岡田教育長 報告が終わりました。御質疑がありましたらお願いします。

組織改正に伴って別表にある所属が変わっていると。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了します。

◎閉会の辞

○岡田教育長 以上をもちまして本日予定していました議事日程は全て終了しました。

これをもって、令和7年第3回東大和市教育委員会定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

午後 4時02分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長

岡田博史

会議録署名委員

藤宮志津子